証券コード　9816
平成28年６月９日

株　主　各　位

東京都港区新橋五丁目13番５号
株式会社ストライダーズ
代表取締役社長　早　川　良　一

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月24日（金曜日）午前10時

２．場　　所　　東京都港区浜松町二丁目４番１号
世界貿易センタービルディング　３階「Room A」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

３．会議の目的事項
報告事項
１．第52期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第52期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.striders.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済政策、金融政策等を背景に企業収益の向上や雇用環境の改善など緩やかな回復基調にあるものの、中国をはじめとするアジア新興国経済の景気減速など、先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済状況下、当社グループ（当社及び連結子会社）は、それぞれの事業において新規顧客獲得に向けた営業努力や経費削減に努めてまいりました。また、アジア圏における収益基盤確立のための新規投資にも継続的に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高5,046百万円（前連結会計年度比38.5％増）、営業利益297百万円（前連結会計年度比240.3％増）、経常利益277百万円（前連結会計年度比233.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益135百万円（前連結会計年度比84.8％増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

＜ＩＴ関連事業＞

ＩＴ関連事業につきましては、モバイルリンク株式会社において、既存の車載器を用いたシステム入替の提案を行い、順調に案件を受注しておりましたが、台湾との合弁会社において、自社ブランドの車載器の開発の遅れからコストが一時的に発生いたしました。

この結果、売上高は269百万円（前連結会計年度比8.9％増）、営業損失は10百万円（前連結会計年度は営業損失６百万円）となりました。

＜企業再生再編事業＞

企業再生再編事業につきましては、M&Aグローバル・パートナーズ株式会社において、資産売却等のリストラによる収支改善や資金調達支援、M&Aに関するコンサルティング業務等に取り組んでまいりました。

この結果、売上高は30百万円（前連結会計年度比237.1%増）、営業利益は29百万円（前連結会計年度比439.1%増）となりました。

＜不動産賃貸管理事業＞

不動産賃貸管理事業につきましては、不動産業界において相続税対策の影響により賃貸住宅の着工が好調で、住宅市場は持ち直しの兆しが見られるようになりました。また、都市部においても住宅ローンの金利低下等を追い風に賃貸住宅の供給は引き続き高い水準で維持しております。このような状況下、株式会社トラストアドバイザーズは、ワンルームマンションやコンパクトタイプの物件管理に特化した営業活動や徹底した滞納管理、賃料水準の維持を図るとともに、ワンルームマンションの売買にも取り組んでまいりました。

この結果、売上高は3,022百万円（前連結会計年度比56.4%増）、営業利益は183百万円（前連結会計年度比91.7%増）となりました。

＜食品関連事業＞

食品関連事業につきましては、有限会社増田製麺において、神奈川エリアにおける横浜家系ラーメンを中心とした中華麺等の製造販売を行っております。大口顧客の自家製麺化により取扱高は一旦減少したものの、新規顧客の獲得や既存顧客の店舗拡大により徐々に回復しております。一方、受注を確保するための費用も一時的に発生いたしました。

この結果、売上高は162百万円（前連結会計年度比4.9%増）、営業損失は１百万円（前連結会計年度は営業損失０百万円）となりました。

＜ホテル関連事業＞

ホテル関連事業につきましては、現在、成田空港エリアで成田ゲートウェイホテル、倉敷美観地区エリアで倉敷ロイヤルアートホテルを運営しております。成田ゲートウェイホテルは、政府の観光立国推進に向けた施策や円安の影響で訪日外国人が増加し、宿泊単価、稼働率共に高水準を維持いたしました。また、倉敷ロイヤルアートホテルは、訪日外国人獲得に向けた営業活動や、地元企業への宴会誘致に取り組んでまいりました。

この結果、売上高は1,561百万円（前連結会計年度比20.3%増）、営業利益は244百万円（前連結会計年度比56.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金190百万円の調達を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第49期 平成25年３月期	第50期 平成26年３月期	第51期 平成27年３月期	第52期 (当連結会計年度) 平成28年３月期
売上高(千円)	1,689,293	2,690,638	3,642,696	5,046,810
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△113,755	91,435	83,194	277,339
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△353,818	133,560	73,194	135,256
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	△4円74銭	1円64銭	0円86銭	1円52銭
総資産(千円)	1,992,293	2,309,294	3,502,215	3,605,056
純資産(千円)	988,333	1,140,962	1,577,328	1,646,052
１株当たり純資産額	11円93銭	13円32銭	17円40銭	18円46銭

(注) １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
M&Aグローバル・パートナーズ株式会社	千円 50,000	% 100.0	企業再生再編事業(企業再生再編関連、M&A関連、資金調達支援)
株式会社トラストアドバイザーズ	千円 50,000	% 100.0	不動産賃貸管理事業
モバイルリンク株式会社	千円 65,000	% 100.0	車載端末システムの開発及び販売
有限会社増田製麺	千円 45,000	% 100.0	中華麺等の製造及び販売
株式会社グローバルホールディングス	千円 3,000	% 100.0	ホテル資産の保有
成田ゲートウェイホテル株式会社	千円 3,000	% 100.0	ホテルの経営及び運営
株式会社東京アパートメント保証	千円 3,000	% 100.0	不動産の賃貸借に係る保証業務
株式会社倉敷ロイヤルアートホテル	千円 27,068	% 99.8	ホテルの経営及び運営

(4) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、安定した収益をあげることが経営者の最大の使命であると考え、以下の事項を実践してまいります。

① グループ経営管理の強化

当社の経営成績は、当社の事業構造上、グループ会社の業績による影響が大きいために、子会社を始めとした事業会社の経営状況の把握が重要な要素となっております。当社グループの経営管理を強化するため、グループ会社の事業執行権限の見直しと業務報告体制の整備・事業会社の管理体制の整備を行うことで、積極的な事業展開、コンプライアンス遵守の企業風土の確立及び効率的な経営管理を実践してまいります。

② 経営資源の効率的な活用

当社グループの経営資源を有効に活用するために、各子会社間の連携強化とグループシナジー効果を発揮すべく、グループ幹部社員による情報交換・グループ情報の共有化・社員研修等を実施し、人材育成と投資資金の有効的な活用を推進してまいります。また、グループ間の資金管理の一元化等の検討及び営業情報の共有化による当社グループならではのネットワークを活用した営業展開を実践してまいります。

③ M&A及び外部事業会社との連携強化

今後の当社グループ拡張のためには、当社の経営理念等に則った事業会社の買収又は投資を目的とした事業会社の経営等が必要であると考えます。そのため、当社の中長期的な方針として、積極的な企業買収・事業連携等による売上増進と収益の拡大を目指した経営を実践してまいります。

④　内部統制・コンプライアンス体制の構築

会社法・金融商品取引法に基づいた内部統制の整備については、グループ会社を含めた業務プロセスにおけるフロー化・文書化・可視化によるルール整備を進めております。また、ルールの整備だけではなく、ルールに基づいた実態の運用が必要であり、そのための運用体制の整備と要員確保を行い、実務面に沿った内部管理、モニタリング実施及びＩＴ統制を実践してまいります。

コンプライアンスにつきましては、当社グループの企業行動憲章・社員行動規範・個人情報保護方針・反社会的勢力に対する基本方針を公開・周知するとともに、運用面においてもモニタリングの実施、倫理委員会での検証及び社員研修による教育を実践してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

事業区分	主要な製品又は事業の内容等
ＩＴ関連事業	・車載端末システムの開発及び販売
企業再生再編事業	・企業再生再編事業（企業再生再編関連、M&A関連、資金調達支援）
不動産賃貸管理事業	・不動産賃貸管理事業（レジデンス事業、ビルマネジメント事業、賃貸仲介事業、家賃保証事業、不動産売買事業）
食品関連事業	・中華麺等の製造及び販売
ホテル関連事業	・ホテルの保有、運営管理

(6) 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

①　当社

名称	所在地
本社	東京都港区新橋五丁目13番5号

②　子会社

M&Aグローバル・パートナーズ株式会社	本社	東京都港区
株式会社トラストアドバイザーズ	本社	東京都品川区
モバイルリンク株式会社	本社	東京都新宿区
有限会社増田製麺	本社	神奈川県横須賀市
株式会社グローバルホールディングス	本社	東京都港区
成田ゲートウェイホテル株式会社	本社	千葉県成田市
株式会社東京アパートメント保証	本社	東京都品川区
株式会社倉敷ロイヤルアートホテル	本社	岡山県倉敷市

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
ＩＴ関連事業	10名	１名増
企業再生再編事業	―	―
不動産賃貸管理事業	31(５)名	４名減(１名減)
食品関連事業	６(９)名	１名減(１名減)
ホテル関連事業	66(38)名	６名減(14名増)
全社(共通)	７名	１名増
合　　計	120(52)名	９名減(12名増)

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社(共通)として、記載されております使用人数は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
７名	１名増	37.8歳	2.5年

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社関西アーバン銀行	735,839千円
株式会社商工組合中央金庫	87,780千円
株式会社千葉銀行	77,777千円
株式会社りそな銀行	60,002千円
株式会社東日本銀行	7,500千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

①　発行可能株式総数　180,000,000株
②　発行済株式の総数　88,730,896株
③　株主数　5,320名
④　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
新興支援投資事業有限責任組合	15,297千株	17.24%
早川　良一	4,839千株	5.46%
福光　一七	1,713千株	1.93%
株式会社ジャパンシルバーフリース	1,670千株	1.88%
日本証券金融株式会社	1,498千株	1.69%
山本　文雄	701千株	0.79%
伊藤　雄康	700千株	0.79%
仲谷　憲一郎	700千株	0.79%
森川　いくよ	673千株	0.76%
吉田　耕四郎	641千株	0.72%

（注）　持株比率は自己株式（26,098株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

平成27年９月18日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	4,450個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　4,450,000株 （新株予約権１個につき1,000株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり500円
新株予約権の払込期日	平成27年10月５日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき67円
新株予約権の行使期間	平成28年７月１日から平成35年10月４日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金	①資本金　1株につき33.5円 ②資本準備金　1株につき33.5円
行使の条件	取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権引受契約」の定めるところによる。
割当先	第三者割当の方法により、当社の取締役、監査役及び従業員に割当てた。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	早　川　良　一	M&Aグローバル・パートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社トラストアドバイザーズ　取締役 モバイルリンク株式会社　取締役 有限会社増田製麺　取締役 成田ゲートウェイホテル株式会社 代表取締役 株式会社倉敷ロイヤルアートホテル 代表取締役
常務取締役	若　原　義　之	新光行動聯網股份有限公司　監査役
取　締　役	石　田　直　亮	イシダアンドカンパニー株式会社 代表取締役 モバイルリンク株式会社　取締役 有限会社増田製麺　取締役 成田ゲートウェイホテル株式会社　取締役 株式会社倉敷ロイヤルアートホテル 取締役
取　締　役	宮　村　幸　一	株式会社トラストアドバイザーズ 代表取締役 株式会社東京アパートメント保証 代表取締役
取　締　役	早　川　良太郎	経営企画部長 モバイルリンク株式会社　取締役 株式会社倉敷ロイヤルアートホテル 取締役 新光行動聯網股份有限公司　取締役
取　締　役	鈴　木　　泰	立命館アジア太平洋大学国際経営学部教授

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	吉澤生雄	M&Aグローバル・パートナーズ株式会社 監査役 株式会社トラストアドバイザーズ　監査役 モバイルリンク株式会社　監査役 有限会社増田製麺　監査役 成田ゲートウェイホテル株式会社　監査役 株式会社倉敷ロイヤルアートホテル 監査役 株式会社東京アパートメント保証　監査役
監査役	小林伸行	東陽監査法人理事長 株式会社オムテック　社外監査役
監査役	國吉歩	フォレストウォーク法律事務所代表 株式会社シンシア　社外取締役

（注）１．取締役鈴木泰氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役吉澤生雄氏、監査役小林伸行氏及び監査役國吉歩氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役吉澤生雄氏及び監査役小林伸行氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役吉澤生雄氏は、株式会社KDD総研（現株式会社KDDI総研）において取締役調査部長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役小林伸行氏は、公認会計士の資格を有しております。
また、監査役國吉歩氏は、弁護士の資格を有しております。
４．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、月額報酬の２年分又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

③　事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
大戸健一	平成27年７月31日	辞　任	取締役社長室長
石田直亮	平成28年３月31日	辞　任	取締役 イシダアンドカンパニー株式会社 代表取締役 モバイルリンク株式会社　取締役 有限会社増田製麺　取締役 成田ゲートウェイホテル株式会社 取締役 株式会社倉敷ロイヤルアートホテル 取締役

④　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	支給人員	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	6名 （1名）	30百万円 （1百万円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	9百万円 （9百万円）
合計 （うち社外役員）	9名 （4名）	39百万円 （10百万円）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、昭和63年10月28日開催の第24期定時株主総会において年額80百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、昭和63年10月28日開催の第24期定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。
４．当事業年度中において、役員賞与の支給はありません。
５．当事業年度中において、社外役員が当社の子会社等から、役員として受けた報酬等はありません。
６．取締役の報酬等の額には、平成27年７月31日に退任した取締役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。
７．当事業年度末現在の人員は、取締役６名（うち社外取締役は１名）、監査役３名（うち社外監査役は３名）であります。なお、無報酬の取締役１名が存在しております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

・取締役鈴木泰氏は、立命館アジア太平洋大学の国際経営学部の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・常勤監査役吉澤生雄氏は、当社の子会社であるＭ＆Ａグローバル・パートナーズ株式会社、株式会社トラストアドバイザーズ、モバイルリンク株式会社、有限会社増田製麺、成田ゲートウェイホテル株式会社、株式会社倉敷ロイヤルアートホテル、株式会社東京アパートメント保証の監査役であります。

・監査役小林伸行氏は、東陽監査法人の理事長及び株式会社オムテックの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役國吉歩氏は、フォレストウォーク法律事務所の代表及び株式会社シンシアの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

ａ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 鈴木 泰	10回	100.0%	－	－
常勤監査役 吉澤 生雄	13回	100.0%	13回	100.0%
監査役 小林 伸行	12回	92.3%	12回	92.3%
監査役 國吉 歩	13回	100.0%	13回	100.0%

（注）１．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が７回ありました。

２．取締役鈴木泰氏については、当事業年度中に開催された取締役会のうち、平成27年６月24日の就任後に開催されたもののみを対象としております。

ｂ．取締役会及び監査役会における発言状況

・取締役鈴木泰氏は、大学教授としての豊富な経験と専門知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・常勤監査役吉澤生雄氏は、株式会社KDD総研（現株式会社KDDI総研）の取締役調査部長としての経験の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

・監査役小林伸行氏は、主に公認会計士の専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

・監査役國吉歩氏は、主に弁護士の専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　監査法人アリア

② 当事業年度に係る報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10,500千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人である監査法人アリアとの間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第１項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する会計監査人の最低責任限度額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．コンプライアンス体制の基礎として、代表取締役は内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その執行組織として内部監査担当及び法務・コンプライアンス担当を任命し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。必要に応じて、規則規程・ガイドラインの策定整備及び研修を実施するものとする。

b．内部監査部門として執行部門から独立した社長室、コンプライアンスの統括部署として管理本部総務部が業務を執行するものとする。

c．取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

d．法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部者通報システムを整備し、内部通報制度規程に基づきその運用を行うこととする。

e．監査役は当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等に基づきその保存媒体に応じて検索・閲覧が可能な状態で、情報毎に定める保存期間中、適切に保存及び管理する。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a．当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下に定める経営危機に関する項目の把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。

・会社の過失により取引先及びユーザ並びに地域住民に多大なる損害を与えたとき
・重大な労働災害を発生させたとき
・火災、地震、風水害等によって多大の損害を受けたとき
・営業上きわめて重要な情報が外部に流出、漏洩したとき
・重要な取引先が倒産したとき
・主要取引先がある各国でカントリーリスクが発生したとき
・ステークホルダーの機密を漏洩し、関係者に多大な損害を与えたとき
・不慮の事件・事故により相当数の社員の生命又は健康が危機にさらされたとき
・経営幹部の身体、財産へ危害が迫ったとき
・風説の流布等で株価形成が不当にゆがめられたとき
・不本意にして法律違反を犯し、その責任を問われたとき、もしくは行政処分を受けたとき
・その他会社の存続にかかわる重大な事案が発生したとき

b．リスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント担当役員規程、リスクマネジメント委員会規程等を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、取締役会で定められた経営方針に基づき業務を執行するものとする。

b．個々の実施事項については代表取締役を補佐する機関として、代表取締役が指名する取締役・業務責任者及びグループ会社の経営幹部より構成する経営委員会を設置して、経営方針及び事業執行における具体的な指針等を取締役会及び代表取締役へ提言するものとする。

c．取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役の担当分掌制を導入し、取締役会規程、組織管理規則において、それぞれの責任についての執行権限を定めることとする。

ホ．当社及び子会社から構成される企業集団における業務の適正を確保するための体制

a．グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として、関係会社管理規則を定め、これを基礎として、グループ各社で規則規程を定めるものとする。

b．経営管理については、グループ会社経営基本方針を定め、関係会社管理規則に従い、当社への決裁・報告制度による関係会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

c．子会社は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社は直ちに監査役に報告を行うとともに、監査役は改善策の策定を求めることができるものとする。

d．グループ会社の管理強化を図るため、関連会社の経営管理機能及び事業計画等管理機能の所管部署は管理本部総務部とする。

e．グループ会社の経営執行における関連法令及びグループ規則規程等が適正に運用がなされているかを管理監督するために、内部監査を実施する。

ヘ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

a．監査役の職務を補助すべき使用人として、必要に応じて当社の使用人から監査役補助者を任命、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

b．監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

ト．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人の人事異動、人事評価等には監査役の同意が必要であり、監査役は当該使用人の業務執行者からの独立性を確保するものとする。

また、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役は当該使用人の体制の強化に努めるものとする。

チ．監査役への報告に関する体制

a．取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役にその都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

b．内部通報制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

リ．前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いを受けないこととする。また、内部通報制度規程においても内部通報等をしたことにより通報者等に対していかなる不利益な取扱いを行ってはならないと規定し、適切に運用する。

ヌ．監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行上必要と認められる費用について、あらかじめ予算を計上しておくとともに、緊急又は臨時的に支出した費用については、事後、当社に償還を請求できるものとする。

ル．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a．監査役会には社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。

b．監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとする。

c．監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図るものとする。

d．監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担で弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができるものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上のリスクについて検討している。その上で、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを行い、内部統制システムの実効性を向上させている。

常勤監査役は、監査役監査の他、取締役会及び経営委員会に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視している。

また、内部統制部門は、内部監査の定期的実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程に違反していないかを検証している。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,945,978	流動負債	723,816
現金及び預金	1,419,638	買掛金	63,046
売掛金	118,738	短期借入金	2,000
有価証券	51,023	1年内返済予定の長期借入金	149,632
販売用不動産	203,135	未払金	82,273
その他のたな卸資産	21,438	未払法人税等	40,677
繰延税金資産	39,997	賞与引当金	21,929
その他	98,519	預り金	101,100
貸倒引当金	△6,511	金利スワップ	44,800
固定資産	1,659,078	その他	218,355
有形固定資産	1,244,132	固定負債	1,235,187
建物	865,106	長期借入金	819,266
機械装置及び車両運搬具	5,719	退職給付に係る負債	8,967
工具、器具及び備品	24,644	長期預り敷金保証金	244,695
土地	348,663	繰延税金負債	162,258
無形固定資産	220,694	負債合計	1,959,003
のれん	208,685	（純資産の部）	
ソフトウェア	11,064	株主資本	1,682,005
電話加入権	944	資本金	1,578,674
投資その他の資産	194,251	資本剰余金	267,219
投資有価証券	54,379	利益剰余金	△160,867
関係会社株式	78,645	自己株式	△3,020
その他	64,316	その他の包括利益累計額	△44,800
貸倒引当金	△3,089	繰延ヘッジ損益	△44,800
		新株予約権	8,219
		非支配株主持分	628
		純資産合計	1,646,052
資産合計	3,605,056	負債純資産合計	3,605,056

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		5,046,810
売上原価		3,011,007
売上総利益		2,035,802
販売費及び一般管理費		1,738,660
営業利益		297,141
営業外収益		
受取利息	7,182	
受取配当金	2,529	
有価証券売却益	1,000	
受取手数料	12,326	
受取事務手数料	4,200	
その他	9,844	37,084
営業外費用		
支払利息	19,608	
有価証券評価損	5,670	
持分法による投資損失	10,240	
新株発行費	4,822	
為替差損	16,326	
その他	218	56,886
経常利益		277,339
特別利益		
投資有価証券売却益	30,805	
その他	124	30,930
特別損失		
投資有価証券売却損	1,221	
投資有価証券評価損	44,744	
解約違約金	9,965	
減損損失	99,486	
その他	359	155,777
税金等調整前当期純利益		152,491
法人税、住民税及び事業税	68,631	
法人税等調整額	△50,916	17,714
当期純利益		134,777
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△479
親会社株主に帰属する当期純利益		135,256

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,578,674	264,268	△296,124	△2,976	1,543,841
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			135,256		135,256
自己株式の取得				△44	△44
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		2,951			2,951
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	2,951	135,256	△44	138,163
当期末残高	1,578,674	267,219	△160,867	△3,020	1,682,005

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	35,077	△35,645	△567	5,994	28,060	1,577,328
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						135,256
自己株式の取得						△44
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						2,951
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△35,077	△9,155	△44,232	2,225	△27,431	△69,439
当期変動額合計	△35,077	△9,155	△44,232	2,225	△27,431	68,724
当期末残高	－	△44,800	△44,800	8,219	628	1,646,052

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	８社
・連結子会社の名称	M&Aグローバル・パートナーズ株式会社 株式会社トラストアドバイザーズ モバイルリンク株式会社 有限会社増田製麺 株式会社グローバルホールディングス 成田ゲートウェイホテル株式会社 株式会社東京アパートメント保証 株式会社倉敷ロイヤルアートホテル

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数	１社
・主要な会社等の名称	新光行動聯網股份有限公司
・持分法の適用の範囲の変更	新光行動聯網股份有限公司は、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

② 持分法を適用していない関連会社の状況

・主要な会社等の名称	STRIDERS GLOBAL INVESTMENT PTE. LTD. STRIDER CAPITAL ASIA PTE. LTD.
・持分法を適用しない理由	各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

・売買目的有価証券　　時価法（売却原価は移動平均法で算出）によっております。

・その他有価証券

時価のあるもの　　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの　　移動平均法による原価法によっております。

ロ．たな卸資産

・販売用不動産　　主として個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によって算定しております。

・その他のたな卸資産　　商品及び製品は、個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、貯蔵品は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によって算定しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　　当社及び連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建　物	６年～39年
機械装置及び運搬具	２年～10年
工具、器具及び備品	４年～13年

ロ．無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④　外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤　ヘッジ会計の方針

イ．ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理

ロ．ヘッジ手段　　金利スワップ

ハ．ヘッジ対象　　借入金

ニ．ヘッジ方針　　当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ホ．ヘッジ有効性評価の方法　　ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

⑥　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。

⑦　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

ロ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ハ．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

３．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「たな卸資産」に含めていた「販売用不動産」は、資産の総額の100分の５を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「販売用不動産」は23,662千円であります。

4．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

定期預金	100,000千円
建物	834,728千円
土地	348,663千円
計	1,283,391千円

② 上記に対する債務

長期借入金（1年内返済予定のものも含む）	786,839千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　213,669千円

(3) 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社新生銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	50,000千円
借入実行残高	2,000千円
差引額	48,000千円

5．連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

場　所	用　途	種　類	減損損失
有限会社増田製麺	－	のれん	99,486千円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社連結子会社である有限会社増田製麺に係るのれんについて、取得時に検討した事業計画において想定していた収益が見込めなくなったことから、減損損失を認識いたしました。

(3) グルーピングの方法

当社グループは事業の種類でグルーピングを行っております。

(4) 回収可能額の算定方法

回収可能額を零として算定しております。

６．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	88,730千株	－千株	－千株	88,730千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	25千株	0千株	－千株	26千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第６回新株予約権	第７回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	300,000株	13,200,000株
新株予約権の残高	54千円	5,940千円

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、銀行借入等による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先や顧客ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。このうち一部の長期借入金の金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引については、社内管理規程に基づき、実需の範囲内で行うことにしております。

また、営業債務及び借入金については流動性リスクが常に発生するおそれがありますので、当社グループでは、グループ各社の管理を当社が行っており、グループ全体を管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注２）をご参照ください。）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
現金及び預金	1,419,638	1,419,638	－
売掛金	118,738		
貸倒引当金 (※1)	△6,511		
	112,226	112,226	－
投資有価証券	54,330	54,330	－
資産計	1,586,195	1,586,195	－
買掛金	63,046	63,046	－
短期借入金	2,000	2,000	－
１年内返済予定の長期借入金	149,632	147,986	△1,645
未払金	82,273	82,273	－
未払法人税等	40,677	40,677	－
預り金	101,100	101,100	－
長期借入金	819,266	815,786	△3,479
長期預り敷金保証金	244,695	234,314	△10,380
負債計	1,502,691	1,487,186	△15,505
デリバティブ取引 (※2)	(44,800)	(44,800)	－

(※1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定及び有価証券及びデリバティブに関する事項

(1) 現金及び預金、並びに売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(3) 買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等及び預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) １年内返済予定の長期借入金、及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金の時価は、残存不動産賃貸契約期間に対応する国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

２．当社が所有する投資有価証券のうち、非上場株式（連結貸借対照表価額48千円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、表示しておりません。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　18円46銭

(2) １株当たり当期純利益　1円52銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	754,179	流動負債	124,354
現金及び預金	406,657	短期借入金	2,000
関係会社売掛金	470	一年内返済予定の長期借入金	61,968
有価証券	51,023	関係会社未払金	3,198
たな卸資産	1,293	未払費用	7,592
前払費用	3,279	未払法人税等	2,194
関係会社未収入金	124,687	未払消費税等	1,197
関係会社短期貸付金	85,000	賞与引当金	2,987
繰延税金資産	29,500	金利スワップ	39,495
その他	52,266	その他	3,719
固定資産	1,374,049	固定負債	563,048
有形固定資産	1,520	長期借入金	554,048
無形固定資産	1,260	長期預り敷金保証金	9,000
投資その他の資産	1,371,268	負債合計	687,402
投資有価証券	54,379	（純資産の部）	
関係会社株式	866,548	株主資本	1,472,102
長期貸付金	22,536	資本金	1,578,674
関係会社長期未収入金	40,000	資本剰余金	264,268
関係会社長期貸付金	420,000	資本準備金	264,268
その他	7,805	利益剰余金	△367,819
貸倒引当金	△40,000	その他利益剰余金	△367,819
		繰越利益剰余金	△367,819
		自己株式	△3,020
		評価・換算差額等	△39,495
		繰延ヘッジ損益	△39,495
		新株予約権	8,219
		純資産合計	1,440,825
資産合計	2,128,228	負債純資産合計	2,128,228

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		117,882
売上原価		462
売上総利益		117,420
販売費及び一般管理費		164,726
営業損失		△47,306
営業外収益		
受取利息	17,592	
受取配当金	166,527	
有価証券売却益	1,000	
その他	10,375	195,495
営業外費用		
支払利息	12,682	
有価証券評価損	5,670	
新株発行費	4,822	
為替差損	16,326	
その他	48	39,549
経常利益		108,639
特別利益		
投資有価証券売却益	30,805	
その他	88	30,893
特別損失		
投資有価証券売却損	1,221	
投資有価証券評価損	44,744	
関係会社株式評価損	125,000	170,966
税引前当期純損失		△31,432
法人税、住民税及び事業税	△60,408	
法人税等調整額	△29,500	△89,908
当期純利益		58,476

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,578,674	264,268	264,268	△426,295	△426,295	△2,976	1,413,670
当期変動額							
当期純利益				58,476	58,476		58,476
自己株式の取得						△44	△44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	58,476	58,476	△44	58,431
当期末残高	1,578,674	264,268	264,268	△367,819	△367,819	△3,020	1,472,102

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	35,077	△30,329	4,748	5,994	1,424,412
当期変動額					
当期純利益					58,476
自己株式の取得					△44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△35,077	△9,166	△44,243	2,225	△42,018
当期変動額合計	△35,077	△9,166	△44,243	2,225	16,413
当期末残高	－	△39,495	△39,495	8,219	1,440,825

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・売買目的有価証券　　時価法（売却原価は移動平均法で算出）によっております。

・子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法によっております。

・その他有価証券

時価のあるもの　　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの　　移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

・商品　　個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によって算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

工具、器具及び備品　　４年～５年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(5) ヘッジ会計の方針

① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理
② ヘッジ手段	金利スワップ
③ ヘッジ対象	借入金
④ ヘッジ方針	当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
⑤ ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
② 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　7,622千円

(2) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社新生銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	50,000千円
借入実行残高	2,000千円
差引額	48,000千円

また、当社は連結子会社である株式会社グローバルホールディングス、成田ゲートウェイホテル株式会社及び株式会社倉敷ロイヤルアートホテルに対して貸出コミットメントを設定しております。

貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

	株式会社グローバルホールディングス	成田ゲートウェイホテル株式会社	株式会社倉敷ロイヤルアートホテル
貸出コミットメントの総額	170,000千円	100,000千円	350,000千円
貸出実行残高	170,000千円	80,000千円	250,000千円
差引額	－千円	20,000千円	100,000千円

(3) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

定期預金　100,000千円

② 上記に対する債務

長期借入金（1年内返済予定のものも含む）　538,239千円

(4) 保証債務

① 関係会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

株式会社トラストアドバイザーズ	44,280千円
有限会社増田製麺	51,000千円
株式会社グローバルホールディングス	197,600千円

② 関係会社が管理組合と締結している管理委託契約に基づく債務に対し、債務保証を行っております。

株式会社トラストアドバイザーズ　15,024千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高	117,855千円

(2) 営業取引以外の取引による取引高

受取利息	10,585千円
受取配当金	164,000千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	25千株	0千株	－千株	26千株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

６．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動項目）

賞与引当金	921千円
繰越欠損金	29,500千円
その他	114千円
繰延税金資産（流動項目）小計	30,536千円
評価性引当額	△1,036千円
繰延税金資産（流動項目）合計	29,500千円

繰延税金資産（固定項目）

繰越欠損金	346,407千円
投資有価証券評価損	15,423千円
関係会社株式評価損	185,468千円
貸倒引当金超過額	12,344千円
その他	848千円
繰延税金資産（固定項目）小計	560,493千円
評価性引当額	△560,493千円
繰延税金資産（固定項目）合計	－千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した33.1%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	M&Aグローバル・パートナーズ㈱	（所有）直接100%	経営管理受託先 役員の兼任	経営管理料及び経営指導料の受取（注１）	－	関係会社長期未収入金（注６）	40,000
子会社	㈱トラストアドバイザーズ	（所有）直接100%	経営管理受託先 役員の兼任	経営管理料及び経営指導料の受取（注１）	46,740	関係会社未収入金	9,824
				連結納税による個別帰属額	42,974	関係会社未収入金	42,974
				配当金の受取	94,000	－	－
				債務保証（注４）	44,280	－	－
				債務保証（注５）	15,024	－	－
子会社	㈲増田製麺	（所有）直接100%	経営管理受託先 役員の兼任 資金の貸付	債務保証（注４）	51,000	－	－
子会社	㈱グローバルホールディングス	（所有）直接100%	経営管理受託先 役員の兼任 資金の貸付	経営管理料及び経営指導料の受取（注１）	7,800	関係会社未収入金	702
				連結納税による個別帰属額	10,364	関係会社未収入金	10,364
				資金の貸付（注３）	50,000	関係会社長期貸付金	170,000
				債務保証（注４）	197,600	－	－
子会社	成田ゲートウェイホテル㈱	（所有）直接100%	経営管理受託先 役員の兼任 資金の貸付	経営管理料及び経営指導料の受取（注１）	40,000	関係会社未収入金	7,830
				連結納税による個別帰属額	32,865	関係会社未収入金	32,865
				役務の提供（注２）	15,800	関係会社未収入金	17,064
				配当金の受取	70,000	－	－
				資金の貸付（注３）	80,000	関係会社短期貸付金	80,000
子会社	㈱倉敷ロイヤルアートホテル	（所有）直接99.8%	役員の兼務 資金の貸付	資金の貸付（注３）	100,000	関係会社長期貸付金	250,000
				貸付利息の受取（注３）	6,658	関係会社未収入金	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．経営管理料及び経営指導料については、関係会社管理規則及び関連規程・同細則に基づいております。

2．役務の提供は、役務の内容に基づき、個別に契約を締結し決定しております。

3．連結子会社である株式会社グローバルホールディングス、成田ゲートウェイホテル株式会社及び株式会社倉敷ロイヤルアートホテルに対する資金の貸付については、市場金利及びリスク等を勘案して決定しております。

4．債務保証は、連結子会社である株式会社トラストアドバイザーズ、有限会社増田製麺及び株式会社グローバルホールディングスの借入金に対して当社が連帯保証するものであります。

5．債務保証は、連結子会社である株式会社トラストアドバイザーズが管理組合等の管理委託契約に基づき管理費等を管理し、または委託業務費を前受しているため、返還義務を負うこととなった場合において、当社が株式会社トラストアドバイザーズに替わってその返還義務を履行するものであります。

6．関係会社長期未収入金に対して40,000千円の貸倒引当金を計上しております。

7．上記取引金額には消費税等は含んでおりません。期末残高には消費税等を含めております。

8．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　16円15銭

(2) 1株当たり当期純利益　0円66銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

株式会社　ストライダーズ
　取締役会　御中

監査法人アリア

代表社員 業務執行社員　公認会計士　茂　木　秀　俊　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　山　中　康　之　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ストライダーズの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストライダーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

株式会社　ストライダーズ
　取締役会　御中

監査法人アリア

代表社員 業務執行社員　公認会計士　茂　木　秀　俊　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　山　中　康　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ストライダーズの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月17日

株式会社 ストライダーズ　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　吉　澤　生　雄㊞

社外監査役　小　林　伸　行㊞

社外監査役　國　吉　　歩㊞

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日までの１年間
定時株主総会	毎年６月
期末配当金基準日	３月31日 （中間配当をする場合の配当金基準日は９月30日）
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063　東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 電話照会先　　0120-782-031（フリーダイヤル）
公告方法	当会社の公告は、電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 （電子公告の掲載ホームページ http://www.striders.co.jp/）

（ご　注　意）

１．株券電子化に伴い、株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三井住友信託銀行）ではお取り扱いができませんのでご注意ください。

２．特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が口座管理機関となっておりますので、下記特別口座の口座管理機関にお問合せください。

特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
郵便物送付先及び照会先	〒137-8081　東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部 0120-232-711

本株主総会における報告につきましては、当社ウェブサイト（http://www.striders.co.jp/）をご覧ください。

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都港区浜松町二丁目４番１号
世界貿易センタービルディング　３階「Room A」
TEL　03－3435－3801

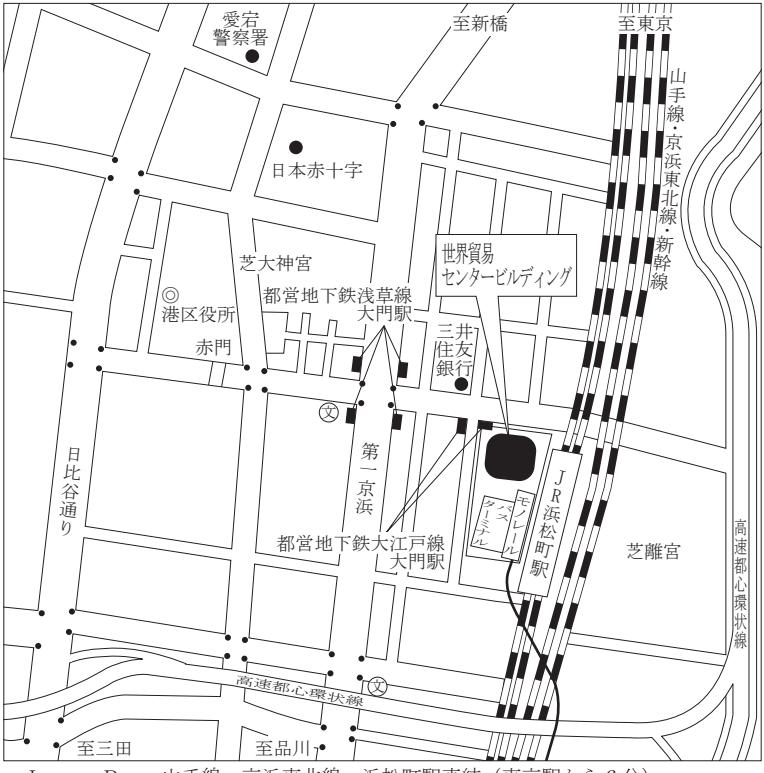

交通　J　　R ： 山手線・京浜東北線　浜松町駅直結（東京駅から６分）
モノレール ： 羽田線　浜松町駅直結（羽田空港第１ビル駅から21分）
地　下　鉄 ： 都営浅草線・大江戸線大門駅Ｂ３出口
「世界貿易センタービル方面」徒歩３分

※　駐車場はございませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。